

(1) 一々年以上ハ一ヶ月ニ付一日分ヲ増給ス

(二) 十一月分ノ給料ハ之ヲ支給ス

(2) 本月十日組合代表高木、鴻巣兩名ハ會社事務所ヲ訪問シ午
後二時半ヨリ同五時三十分迄ノ間太田支配人ト會見シ

高木ヨリ今田會社ガ突然事業休止ト從業員全員解雇ヲ發
表シタルハ不可解ナリ、組合トシテハ會社ノ事業不振ナルコ
トハ十分ノ解シ居ルヲ以テ會社ガ一定期間休業シ其ノ間ニ
於テ何等ヲ更生策ヲ講ズルト云フコトナレバ組合側ニ於テ
モ相當考慮ノ余地アルモ今回ノ如キ會社側ノ態度ニ對シ
テハ組合側ハ絶對ニ應ズルコトガ出来ヌト述ベタルニ對シ
太田支配人ヨリ會社ハ到底營業繼續不可能ト認メ全從業
員解雇スルコトニ決シタルモノニシテ決シテ他意アルニア
ラザル存此ノ莫十令了解アリ度ト答ヘ本月十二日午前中再
會見ヲ約シ會見ヲ了ス

(3) 本月十二日午後一時ヨリ同四時迄ノ間會社事務所ニ於テ太
田支配人ト組合側高木、鴻巣兩名代表ト會見シタルモ何等纏ラ
ズ

(4) 從業員側ニ在リテハ本月十二日午後七時三十分ヨリ同十時
迄ノ間茨城區材木町貸席吾妻橋俱樂部ニ於テ從業員大會
ヲ開催対策ヲ協議セルガ其ノ狀況尤ノ通り

(イ) 出席者 從業員 卅七名

組合本部員 高木外五名

(ロ) 議長 高木源造

(ハ) 議事

(一) 嘆願書提出ノ件

別記嘆願書ヲ提出スルコトニ決定

(二) 交渉委員選任ノ件

尤ノ通り決定